令和７年度から『地域木材利用促進事業費補助金』が変わります

◎補助対象となる工事を拡大します

令和７年度から、従来の新築木造住宅に加えて

① 新築木造の非住宅（事業用・公共施設等）

② 木造の増改築に伴う工事（住宅・非住宅）

③ リフォーム（木質化）工事（住宅・非住宅）≪構造躯体条件なし≫

が補助の対象となります。

◎補助金額の算出方法が変わります

現在の補助額（R6 年度中申請）➡　R7 年度申請分より

	大井川流域産材　使用量		
補助金額	現在 15 ㎥未満　20 万円 15 ㎥以上　50 万円	➡	R7～（全工事共通） ３㎥以上７㎥未満　10 万円 ７㎥以上 10 ㎥未満　20 万円 10 ㎥以上 15 ㎥未満　30 万円 15 ㎥以上 20 ㎥未満　50 万円 20 ㎥～　1 ㎥あたり 2 万 5 千円 （上限 80 万円）

◎市独自の特定建築業者への登録制度を廃止します

国土交通省による特定建設業許可もしくは一般建設業許可を有している建築業者による施工を条件とします。

◎補助金の支給方法を、島田市金券による交付から申請者の口座への振込に変更します。

◎申請の判別について

新制度の補助金は、令和７年４月１日以降に※工事着工するものが対象です。令和６年度中（令和７年３月 31 日まで）に※工事着工する場合は、現行の補助要綱に沿って申請を行ってください。

新制度の補助金については、令和７年４月１日より受付けます。

※工事着工：新築は上棟（躯体着工）
その他種別は工事着工

◎新制度の補助金の場合は申請書類が変わります

新様式は令和７年３月上旬に島田市ホームページにて掲載します。

令和７年４月１日以降着工の場合は新様式にて申請してください。

★補助対象となる申請者や工事内容の条件等、新制度の詳細は裏面をご確認ください。

	新築木造（住宅）	新築木造（非住宅）	木造（増築・改築）	木質化(リフォーム)
対象構造種別	木造	木造	木造（工事対象部分）	構造種別問わず
対象用途	住宅（併用住宅含む）	非住宅（店舗、事務所、賃貸用、公会堂等）	住宅（離れ等含む）、非住宅	住宅、非住宅
対象となる建物例	住居用戸建住宅 併用住宅	店舗 事務所 アパート等 集会場、公会堂（公共）	居住している（または工事完了後に居住する）住宅の増築、改築 すでに建物がある敷地内に建築される離れや倉庫等 アパート等	住宅のリフォーム 店舗、事務所等のリフォーム 施設等のリフォーム
申請対象者	完成後住宅に居住する者（個人のみ対象）	≪事業用≫市内に事業所を有する法人等 ≪賃貸用≫市内に住所を有し、完成後建物を所有する者 ≪公共施設≫自治会、町内会等	≪住宅≫工事完了後住宅に居住する者 ≪事業用≫市内に事業所を有する法人等 ≪賃貸用≫市内に住所を有し、完成後建物を所有する者 ≪公共施設≫自治会、町内会等	≪住宅≫工事完了後住宅に居住する者 ≪事業用≫市内に事業所を有する法人等 ≪賃貸用≫市内に住所を有し、完成後建物を所有する者 ≪公共施設≫自治会、町内会等
申請書提出期限	上棟日の14日前（土日祝除く）まで	上棟日の14日前（土日祝除く）まで	工事着工日の14日前（土日祝除く）まで	工事着工日の14日前（土日祝除く）まで
申請に必要な書類	・補助金交付申請書（様式第１号） ・確認済証または建築工事届の写し ・確認申請書の副本（第１面から第５面まで、位置図、平面図に限る。)の写し又はこれに準ずるもの ・木拾い計画表（様式第２号） ・工事請負契約書の写し ・補助金の交付に係る同意書（様式第３号） ・代表申請者選任届（様式第４号）（共有名義人がいる場合に限る。） ・その他市長が必要と認める書類	・補助金交付申請書（様式第１号） ・確認済証または建築工事届の写し ・確認申請書の副本（第１面から第５面まで、位置図、平面図に限る。)の写し又はこれに準ずるもの ・木拾い計画表（様式第２号） ・工事請負契約書の写し ・補助金の交付に係る同意書（様式第３号） ・代表申請者選任届（様式第４号）（共有名義人がいる場合に限る。） ・事業用の場合、法人登記事項証明や開業届等の事業所の所在を証明するものの写し ・その他市長が必要と認める書類	・補助金交付申請書（様式第１号） ・確認済証または建築工事届の写し ・確認申請書の副本（第１面から第５面まで、位置図、平面図に限る。)の写し又はこれに準ずるもの ・木拾い計画表（様式第２号） ・工事請負契約書の写し ・補助金の交付に係る同意書（様式第３号） ・代表申請者選任届（様式第４号）（共有名義人がいる場合に限る。） ・事業用の場合、法人登記事項証明や開業届等の事業所の所在を証明するものの写し ・その他市長が必要と認める書類	・補助金交付申請書（様式第１号） ・木拾い計画表（様式第２号） ・工事請負契約書の写し ・補助金の交付に係る同意書（様式第３号） ・工事の概要がわかる書類（平面図、詳細図等） ・事業用の場合、法人登記事項証明や開業届等の事業所の所在を証明するものの写し ・その他市長が必要と認める書類
申請時注意事項	申請者は建物を所有する者とする （申請者と確認申請、請負契約の発注者が同一であること）	申請者は建物を所有する者とする （申請者と確認申請、請負契約の発注者が同一であること）	申請者と確認申請、請負契約の発注者が同一であること	申請者と請負契約の発注者が同一であること
実績報告書提出期限	工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日まで			
	※ 実績報告書の提出をもって事業完了とするため、実績報告書の提出までに住民票の異動又は建物への事業所の所在地の異動が完了していること			
実績報告時に必要な書類	・実績報告書（様式第５号） ・検査済証又は登記事項証明書 ・木拾い実績表（様式第２号） ・県産材販売管理票の写し ・上棟時の写真及び完成時の写真（外観、居室、玄関、台所、浴室及び便所）	・実績報告書（様式第５号） ・検査済証又は登記事項証明書 ・木拾い実績表（様式第２号） ・県産材販売管理票の写し ・上棟時の写真及び完成時の写真（外観、居室、玄関、台所、浴室及び便所） ・登記事項証明書等	・実績報告書（様式第５号） ・検査済証又は登記事項証明書 ・木拾い実績表（様式第２号） ・県産材販売管理票の写し ・主要構造部が確認できる写真及び工事前・工事完了後の写真 ・登記事項証明書等≪非住宅≫	・実績報告書（様式第５号） ・木拾い実績表（様式第２号） ・県産材販売管理票の写し ・工事箇所の写真（工事前・躯体や下地が確認できる状態・流域産材使用箇所・工事後） ・登記事項証明書等≪非住宅≫